

[参考] 大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会関係資料

## 大阪府附属機関条例（昭和二十七年十二月二十二日 大阪府条例第三十九号）（抄）

（趣旨）

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

（中略）

別表第一（第二条関係）

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
（中略）	（中略）
大阪府地域福祉推進審議会	地域福祉の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
（中略）	（中略）

（中略）

附 則（平成二四年条例第一二九号）（抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（後略）

## 大阪府地域福祉推進審議会 地域福祉支援計画推進分科会設置要綱

(設置目的)

第1条 大阪府地域福祉支援計画を円滑に推進するとともに、市町村における地域福祉計画に基づく事業の推進及び先進的な取組みの普及・拡大を図ること等により、府内の地域福祉の向上を図ることを目的として、大阪府地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）に地域福祉支援計画推進分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 分科会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 大阪府地域福祉支援計画の策定に関すること
- 二 大阪府地域福祉支援計画の進行・管理・評価に関すること
- 三 市町村の地域福祉活動に係る評価、助言に関すること
- 四 その他地域福祉の推進に関すること

(構成)

第3条 分科会は、審議会規則第6条第二項の規定により指名された委員及び専門委員で構成する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、審議会の会長が指名する分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

- 2 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 分科会長は分科会の会務を掌理し、分科会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 4 分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会又は分科会の議決により、審議会の決議としないことができる。
- 7 緊急に決定する必要がある事項について分科会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、分科会長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

(部会)

第5条 分科会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、分科会に属する委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから分科会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって分科会の決議とすることができる。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を分科会に報告する。
- 6 前四項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 大阪府地域福祉推進審議会 地域福祉支援計画推進分科会委員名簿

(2019年3月現在 五十音順 敬称略)

石原 欽子	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長
奥殿 眞一	大阪府市町村社会福祉協議会連合会 監事
小田 泰宏	藍野大学医療保健学部 教授
杉村 和子	(公社)大阪社会福祉士会 相談役
◎関川 芳孝	大阪府立大学地域保健学域 教授
田村 賢一	(一財)大阪府人権協会 代表理事
○所 めぐみ	関西大学人間健康学部 教授
永井 美佳	(社福)大阪ボランティア協会 理事兼事務局長
永田 祐	同志社大学社会学部 教授
野村 恭代	大阪市立大学大学院生活科学研究科 准教授
畑中 克仁	大阪府市長会(寝屋川市福祉部長)
福田 公教	関西大学人間健康学部 准教授
前川 たかし	(一社)大阪府医師会 理事
松端 克文	武庫川女子大学文学部 教授
森垣 学	(社福)大阪府社会福祉協議会 事務局長

◎は分科会長、○は分科会長職務代理者

## 大阪府地域福祉推進審議会 地域福祉支援計画推進分科会における審議経過

[平成 29 年度]

	開催日	審議内容
第 1 回 分科会	2018 年 (平成 30 年) 1 月 29 日	1 第 3 期大阪府地域福祉支援計画に係る取組について ・ 第 3 期大阪府地域福祉支援計画に係る取組状況について (平成 28 年度) 2 第 4 期大阪府地域福祉支援計画について ・ 社会福祉法の改正等について ・ 第 4 期大阪府地域福祉支援計画の策定について

[平成 30 年度]

	開催日	審議内容
第 1 回 分科会	2018 年 (平成 30 年) 11 月 12 日	1 第 3 期大阪府地域福祉支援計画に係る取組について ・ 第 3 期大阪府地域福祉支援計画に係る取組状況について (平成 29 年度) 2 第 4 期大阪府地域福祉支援計画について ・ 第 4 期大阪府地域福祉支援計画 (事務局案)

	開催日	審議内容
第 2 回 分科会	2019 年 2 月 1 日	1 第 4 期大阪府地域福祉支援計画について ・ 第 4 期大阪府地域福祉支援計画 (素案)

	開催日	審議内容
第 3 回 分科会	2019 年 3 月 19 日	1 第 4 期大阪府地域福祉支援計画について ・ 第 4 期大阪府地域福祉支援計画 (案)

## 大阪府地域福祉推進審議会 地域福祉支援計画推進分科会委員名簿

(2022年3月現在 五十音順 敬称略)

市原 昌亮	大阪府市町村社会福祉協議会連合会 監事
小田 泰宏	藍野大学医療保健学部 教授
新庄 桂子	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長
田垣 正晋	大阪府立大学地域保健学域 教授
種橋 征子	関西大学人間健康学部 准教授
田村 賢一	(一財)大阪府人権協会 代表理事
○筒井 乃り子	龍谷大学社会学部 教授
永井 美佳	(社福)大阪ボランティア協会 理事兼事務局長
根尾 俊昭	大阪府市長会(高槻市健康福祉部長)
福田 公教	関西大学人間健康学部 准教授
◎藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部 教授
前川 阿紀子	(公社)大阪社会福祉士会 会長
前川 たかし	(一社)大阪府医師会 理事
森垣 学	(社福)大阪府社会福祉協議会 事務局長

◎は分科会長、○は分科会長職務代理者

## 大阪府地域福祉推進審議会 地域福祉支援計画推進分科会における審議経過

[令和2年度]

	開催日	審議内容
第1回 分科会	2021年 (令和3年) 3月17日	1 第4期大阪府地域福祉支援計画に係る取組について ・第4期大阪府地域福祉支援計画に係る取組状況について (令和元年度) 2 第4期大阪府地域福祉支援計画の見直しについて ・第4期地域福祉支援計画の見直し項目(事務局案)

[令和3年度]

	開催日	審議内容
第1回 分科会	2021年 (平成3年) 12月12日	1 第4期大阪府地域福祉支援計画に係る取組について ・第4期大阪府地域福祉支援計画に係る取組状況について (令和2年度) 2 第4期大阪府地域福祉支援計画の見直しについて ・第4期大阪府地域福祉支援計画の変更(素案)

	開催日	審議内容
第2回 分科会	2022年 (平成4年) 3月16日	1 第4期大阪府地域福祉支援計画について ・第4期大阪府地域福祉支援計画の変更(案)